

**新型コロナウイルス** 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください

# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

## 区内の避難所における 新型コロナウイルス 感染症対策を実施します

～災害は日ごろからの準備が大切です～

集中豪雨や台風が発生する季節です。大雨が予想される時には、「早めの避難」を心がけてください。皆さんは「避難先」のことも考えてください。大雨が降ってから避難先や避難方法を考えていたのでは間に合いません。あらかじめ、区が配布している浸水ハザードマップや土砂災害ハザードマップでお住まいの地域の危険度を把握しておく等、今からでも出来ることの準備を進めてください。

区は、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスクを減らすため、「3つの密(密閉・密集・密接)」を回避する対策や、マスク等の衛生用品の備蓄を行っています。

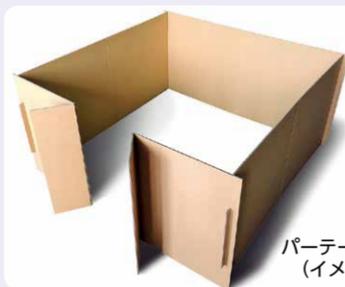
皆さんと区が、ともに災害に備えることが大切です。

問い合わせ

防災課地域防災支援係 ☎3578-2516 FAX3578-2539

## 区が実施している避難所の感染症対策

- (1)換気を行い、密閉空間を作らないように努めます。
- (2)共用部分等の定期消毒・清掃を行い、衛生環境を整えます。
- (3)避難者同士の間隔は2メートル確保できるようにします。
- (4)避難者同士のスペースを区切るためのパーテーションの他、マスクやアルコール消毒液、空気清浄機、体温計等、必要な衛生用品を備蓄物資として用意します。
- (5)発熱・咳の症状が出た人には個室スペースを用意し、他の避難者との動線が交わらないように専用のトイレを用意するように努めます。



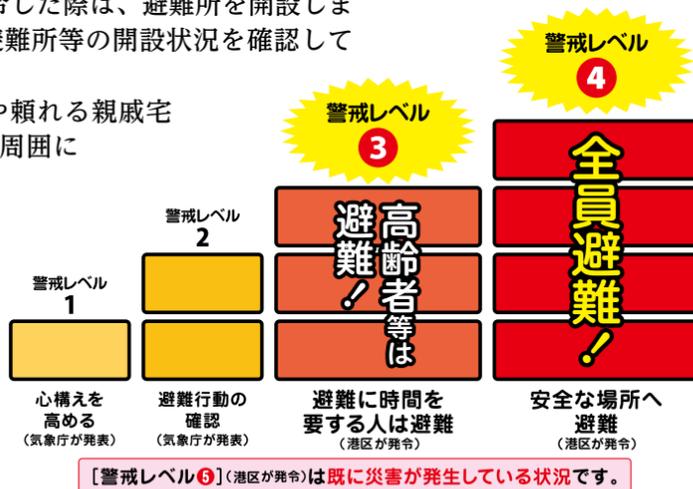
## 集中豪雨や台風が発生した時は

区では、大雨が予想される場合、自主避難施設を開設します。警戒レベル3「避難準備・高齢者世帯等避難開始」を発令した際は、避難所を開設します。港区ホームページや防災情報メールで避難所等の開設状況を確認してから避難してください。

頑丈なマンションの高層階に留まることや頼れる親戚宅へ避難することも避難の1つです。ただし、周囲に不安を感じることがあれば、ためらわずに避難所に移動してください。

避難所では、避難者に備蓄物資等十分に行き渡るように用意していますが、万が一不足した時のために、皆さんは避難所に移動する際に自宅に備蓄している衛生用品等を持って移動してください。

避難所に移動した際は、マスクの着用や咳エチケット、手洗いの励行等、感染症対策に協力をお願いします。



## 避難所に移動する際に持参するものの例

- マスク
- アルコール消毒液
- タオル
- 体温計
- スリッパ
- 歯磨きセット
- 生理用品
- モバイルバッテリー



## 皆さんが 今から 準備すること

(1)区が配布する浸水ハザードマップでお住まいの地区のリスクを確認してください。浸水ハザードマップは色を使い分けて、雨量によって浸水するエリアを示しています。土砂災害ハザードマップも活用していただきお住まいの地域の危険性をあらかじめ認識しておいてください。

(2)頑丈なマンションの高層階に住んでいる人は自宅に留まることや、安全な地域に住んでいる頼れる親戚や知人宅等に避難させてもらうことも避難の1つとなります。

(3)マスクやアルコール消毒液等の衛生用品等を自宅に備蓄してください。7日分の水や食料、携帯トイレ等の防災用品も備蓄してください。区では、区民を対象に防災用品をあっせんしています。防災用品あっせんの申し込みは、防災課および各総合支所区民課保健福祉係で行っています。港区ホームページからもご覧いただけます。

## 熱中症にご注意ください

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。マスク着用時は、激しい運動は避け、屋外で周囲の人と2メートル以上離れ、適宜マスクを外して休憩しましょう。

区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** へ ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

# 新型コロナウイルス感染症

## 日々の生活にお悩みの皆さんへ

### ～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

**自立相談支援** 失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒に行います。

**ひとり親家庭支援** ひとり親家庭の

仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

**住居確保給付金(事前予約制)** 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

**就労支援** 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

**就労準備支援** 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の習得、就労意欲喚起を行い、

就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

**家計改善支援** 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

**学習相談支援** 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

**所在地** 麻布地区総合支所2階  
**開所時間** 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談を受け付けています。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください)。

#### 問い合わせ

港区生活・就労支援センター

☎5114-8826 FAX3505-3501

## 新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な皆さんへ

### 区税の徴収を猶予する「特例制度」のお知らせ

従来の区税の徴収猶予とは異なり、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の「特例制度」においては、徴収猶予を受けるための担保の提供は不要で、区税の納付が遅れたことによる延滞金もかかりません。

#### 対象となる税金

●特別区民税・都民税(特別徴収分)の令和2年度7月分～12月分

●特別区民税・都民税(普通徴収分)の令和2年度第2期～第3期分

**対象** (1)(2)のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者

(1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の1カ月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20パーセント以上減少していること。

(2)納期限までに納付することが困難であること。

**猶予の期間** それぞれの納期限の翌日から1年間、徴収の猶予を受けることができます。

**手続き** 徴収の猶予を受けるには、所定の特例徴収猶予申請書を提出する必要があります。併せて、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。

特例徴収猶予申請書は、電話またはファックスで連絡をいただければ郵送します。また、税務課納税促進係(区役所2階)で配布する他、港区ホームページからダウンロードもできます。

郵送での申請は、〒105-8511

港区役所税務課納税促進係へ(郵送料は区が負担します。詳しくは3面をご覧ください)。また、eLTAX(地方税ポータルシステム)を利用したオンライン申請も可能です。

窓口でも申請を受け付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送またはオンライン申請をご利用ください。

**提出期限** それぞれの納期限までに申請が必要です。既に納期限を過ぎた税については、個別にご相談ください。

#### 問い合わせ

税務課納税促進係

☎3578-2615～20・26～33

FAX3578-2634

## 新型コロナウイルス感染症に関する ご相談について

#### 帰国者・接触者電話相談センター

次のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

●重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合

●上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

#### みなと保健所電話相談窓口

**対象** 区内在住・在勤・在学者

**とき** 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

**都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター**

**とき** 月～金曜午後5時～翌日午前9時 ※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

#### 新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口

**対象** 区内在住・在勤・在学者

**とき** 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX3455-4460

**東京都電話相談窓口(コールセンター)**

**とき** 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

**対応内容** 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口 FAX5388-1396

#### 厚生労働省電話相談窓口

**とき** 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

#### 問い合わせ

防災課危機管理担当 ☎3578-2515

保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

## 「港区新型コロナ ころのサポート ダイヤル」のご案内 ☎5333-3808

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる心の相談窓口を開設しています。

日々の暮らしの中で、マスクの着用や人との距離を保ったり、密閉・密集・密接を避ける等の「新しい日常」を取り入れている区民の皆さんからストレスや不眠等の相談が多く寄せられています。

#### 相談内容の例

**感染に対する不安・焦燥感**

病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等

**報道に基づく疲労感**

新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖くて眠れない等

**今後の生活についての不安**

新型コロナウイルス感染症のこ

とを考えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

**一人で抱えこまず、つらい気持ちを  
お話しください**

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつながりしています。

#### 港区新型コロナ ころのサポートダイヤル

**対象** 区内在住・在勤・在学者

**とき** 平日(月～金)の午前9時～午後5時

#### 問い合わせ

健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

# を乗り越えていくために

## 「特別定額給付金」について ～申請期限が近づいています～

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく、「特別定額給付金」の申請受付および給付をしています。

**申請・受給権者** 住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

### 必要書類

- (1)特別定額給付金申請書
- (2)申請者本人確認書類の写し(運転免許証等)
- (3)振込先金融機関口座確認資料の写し(通帳等)

### 受付期間

郵送による申請 5月25日～8月25日(火・消印有効)

インターネットによる申請 5月1日～8月25日(火)

**給付時期** 区が申請書を受理してからおおむね1カ月後

**申請書が手元に届いていない人** 電話で、再発行について依頼していただくか、直接、**表**の臨時窓口でお申し出ください。

**臨時窓口を開設しています** **表**の臨時窓口において、お持ちいただいた申請書の内容確認や記入方法の補助を行っています。お持ちいただいた申請書に不備等が無い場合、申請を受け付けることとしました。

### 表 臨時窓口設置場所

地区名	設置場所
芝	港区役所1階福祉売店はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階(※)
赤坂	赤坂地区総合支所1階会議室
高輪	高輪地区総合支所4階通路内
芝浦港南	芝浦港南地区総合支所1階管理課前スペース
芝浦港南(台場地区)	芝浦港南地区総合支所台場分室2階通路内

※麻布地区総合支所とは別の施設です。

**開設時間** 午前8時30分～午後5時※土・日曜、祝日を除く。

### 問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター	☎6730-9401
○申請書の再発行について	
企画課特別定額給付金担当	☎3578-2571

## テナントオーナーの皆さんへ

## 店舗・事務所等の賃料減額にご配慮をお願いします ～「港区店舗等賃料減額助成金交付制度」のご案内～

区は、区内事業者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗や事務所等の賃料を減額しているオーナー(賃貸人)に対して、減額した賃料の一部を助成します。

**助成対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している店舗等の賃料を減額しているオーナーのうち、次の条件を満たす法人および個人

- (1)中小企業基本法に規定する中小企業者であること(みなし大企業を除く)
- (2)所有している区内の物件(店舗・事務所等)を賃貸借契約もしくは転賃借契約に基づき提供していること
- (3)オーナーとテナント(店舗等賃借人)が同一(法人の場合は代表者または役員)でないこと
- (4)事業税および住民税を滞納していないこと
- (5)テナントが今後も継続して当該物件で事業を継続する意思を確認していること等

**助成金額** 減額した賃料の2分の1(1物件・1カ月当たり上限15万円)

※管理費・共益費・消費税は除く。

※千円未満切り捨て。

**助成対象期間** 令和2年4～9月分の賃料のうち最大3カ月分

**申請受付期間** 郵送で、9月15日(火・消印有効)までに、〒105-8511 港区役所

産業振興課「オーナー向け賃料助成担当」へ。

### 主な申請書類

- (1)港区店舗等賃料減額助成金交付申請書
- (2)店舗等賃料減額状況内訳書
- (3)納税証明書(法人の場合は法人住民税および事業税、個人事業主の場合は個人住民税)
- (4)履歴事項全部証明書(法人の登記簿謄本)(法人の場合)
- (5)住民票の写し(個人事業主の場合)
- (6)物件(建物)の不動産登記簿謄本
- (7)賃貸借契約書または転賃借契約書の写し
- (8)賃料減額を約した覚書や念書等の写し
- (9)通帳その他の賃料を減額したことが分かる書類の写し

※上記の他、資料の提出を求める場合があります。

※港区ホームページから、(1)(2)については様式を、(8)については参考様式をダウンロードすることができます。

郵送での送付を希望する場合は、お問い合わせください。

### 問い合わせ

産業振興課経営相談担当	☎3578-2459
-------------	------------

## 新型コロナウイルスに感染または感染疑いの被用者に傷病手当金を支給します (国民健康保険、後期高齢者医療制度)

次の要件に該当する人に対し、傷病手当金を支給します。

### 対象

港区国民健康保険および75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社等に勤めている人)のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため勤務することができない人

※ただし、給与の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない

場合があります。

### 支給対象となる日数

勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち就労を予定していた日

### 支給額

直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2に、支給対象となる日数を乗じた額

※上限があります。

### 適用期間

令和2年1月1日～9月30日(水)で、療養のため勤務することができない期間(ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月まで)

### 申請方法

国民健康保険に加入している人

郵送で、〒105-8511 港区役所国保年金課給付係へ。

※申請には、医師(医療機関を受診した場合)および事業主の証明が必要です(区指定様式)。

申請書類は港区ホームページからダウンロードできます。申請する場合は、必ず事前に国保年金課給付係に連絡してください。

後期高齢者医療制度に加入している人

郵送で、〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 16階 東京都後期高齢者医療広域連合へ。

※申請には、医師(医療機関を受診した場合)および事業主の証明が必要です(都広域連合指定様式)。

申請書類は、東京都後期高齢者医療広域連合ホームページからダウンロードできます。申請する場合は、必ず事前に東京都後期高齢者医療広域連合に連絡してください。

### 問い合わせ

○国民健康保険について 国保年金課給付係	☎3578-2640～42
○後期高齢者医療制度について 東京都後期高齢者医療広域連合 問合せセンター	※月～金曜午前9時～午後5時 (土・日曜、祝日を除く) ☎0570-086-519

## 12月31日投函分まで、 郵送申請する際の郵送料を区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

### 主な対象手続き

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求
- 各種補助金交付申請・実績報告
- 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
- 融資あっせんに関するもの

る証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求

- 各種補助金交付申請・実績報告
- 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
- 融資あっせんに関するもの

※以上の4項目以外にも対象となる場合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

### 手続きの概要

区民等が発送する区宛での各種手続きに係る郵便物の郵送料は、料金受取人払いの方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払い用の様式を掲載しています。様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

### 実施期間

12月31日(木)投函分まで  
詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧ください。

### 問い合わせ

企画課区役所改革担当	☎3578-2622
------------	------------

## 港区広報番組をご覧ください

7月21日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

**内容** 区長定例記者発表、みなとプレママ応援事業

**放送期間** 7月21日(火)～7月31日(金)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



# 地域の皆さんでまちづくりに取り組みませんか

## 地域のまちづくりに取り組もう

まちづくりとは、「にぎわいある商店街にしたい」「緑が豊かなまちにしたい」等の「まちへの想い」を形にし、快適に暮らせるまちになるよう地域の皆さんで取り組むことです。まちは関わる人みんなで作る、育むことでより一層魅力的なものになります。皆さんでまちの将来像を考え、その実現に向けて行動する、地域で進めるまちづくりに取り組みませんか。

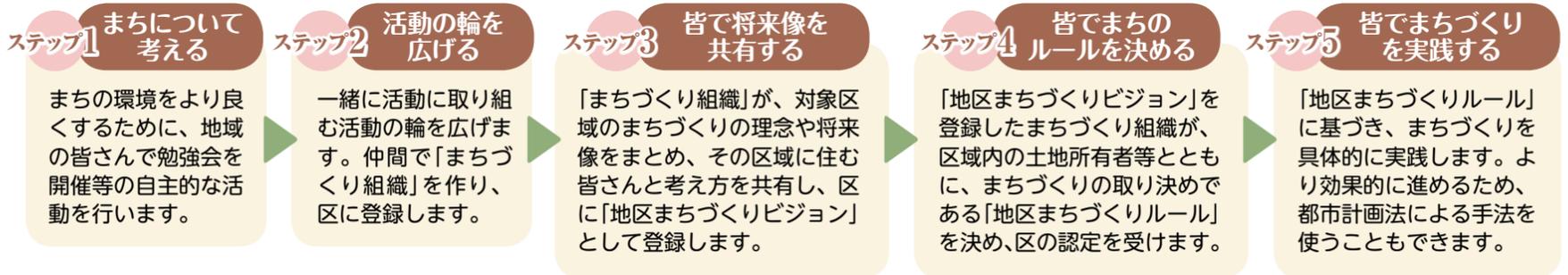
花を植えたり、きれいなまちにしたい



沿道のデザインが統一されたまちにしたい

## ステップを踏んで「まちへの想い」を実現しましょう

まちづくりの主体は地域の皆さんです。区は、「港区まちづくり条例」で段階的なまちづくりの進め方を制度化しています。



### 活動に対する区の支援があります

区は、まちづくり組織の合意形成に向けて、相談を受け、支援を行います。支援内容は次のとおりです。

- 区での取り組みやまちづくりの制度について、出前講座を実施しています。
- 建築士・不動産鑑定士等の資格を持ったまちづくりコンサルタントを派遣します。
- 区内で登録している「まちづくり組織」「地区まちづくりビジョン」「地区まちづくりルール」を港区ホームページで公表しています。
- 地域情報誌等で、まちづくり活動をPRしています。
- まちづくり活動助成金の交付等を行います。

### さあ、皆さんも取り組みませんか

「港区まちづくり条例」を活用したまちづくりに関心がある人は、お問い合わせください。詳しい内容を掲載したパンフレットや、登録されている「まちづくり組織」「地区まちづくりビジョン・ルール」は、都市計画課(区役所6階)・各総合支所まちづくり課まちづくり係や港区ホームページでご覧いただけます。



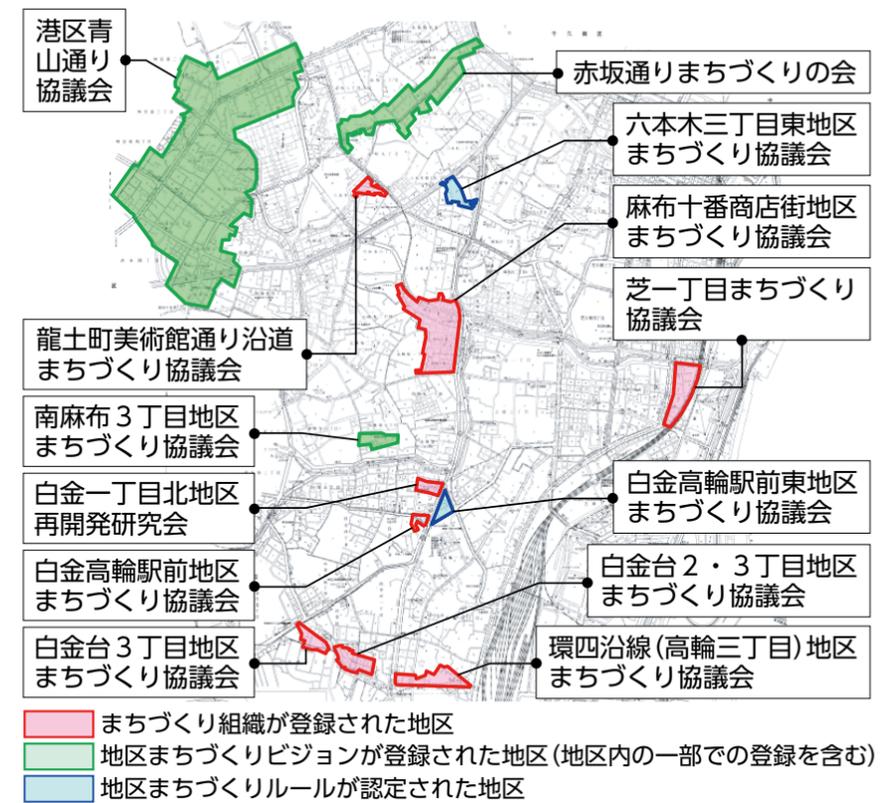
二次元コードをスマートフォンで読み取ると港区ホームページの「地域で進めるまちづくり」のページをご覧いただけます。

#### 問い合わせ

各総合支所まちづくり課まちづくり係  
都市計画課街づくり計画担当

☎欄外参照  
☎3578-2244

図 まちづくり組織活動区域図(令和2年4月時点)



## 蚊が媒介する感染症に気を付けましょう



感染蚊に刺されることにより感染する感染症の総称を「蚊媒介感染症」と言います。世界的に多く発生し、特に熱帯・亜熱帯地域で広く流行します。日本においては日本脳炎以外の蚊媒介感染症は海外からの輸入例が多いです。

海外へ渡航する場合は、現地の感染症発生状況を事前に確認し対策を行ってください。日本脳炎は不活化ワクチンによる予防接種、マラリアは医師の処方による予防内服が有効

です。

### 蚊が媒介する感染症

デング熱、ジカ熱、ウエストナイル熱、チクングニア熱、日本脳炎、マラリア等

### 予防のポイント

蚊媒介感染症から身を守るためには、蚊に刺されないための対策、家の周りに蚊を増やさないための対策をすることが大切です。

### 蚊に刺されないために

- 肌の露出を少なくし、長袖・長ズボン

ボンを着用し、サンダル履きは避けましょう。

- 虫よけのスプレーや軟膏の塗布が効果的です。
- 雑草が生い茂った場所等、蚊が多く生息する場所は避けましょう。
- 網戸を設置したり、ドアの開閉を少なくする等蚊を入れないようにしましょう。

### 蚊を少なくする環境づくり

### 幼虫対策

幼虫(ボウフラ)は、水がたまる場

所をなくせば発生しません。植木鉢の水受け皿等、庭や家の周りを点検し、水がたまる場所があったら、容器を逆さにして水をあげ、雨が降らない場所へ移動し、不要なものは捨てましょう。

### 成虫対策

蚊は直射日光の下では体温が上がらず、長くとどまっていられないため、昼間は日陰に隠れています。庭の樹木の枝が生い茂っている場所は、地面に木漏れ日が届くように枝を刈り込んで、風通しを良くしてください。

#### 問い合わせ

保健予防課保健予防係  
☎6400-0081



# 食品ロスを減らしましょう



12 つくる責任  
つかう責任



SDGsロゴマーク

食品ロスとは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。世界では、生産された食料の3分の1が廃棄されており(※)、平成27年9月の国連サミットで採択されたSDGs「持続可能な開発目標」では、令和12年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることをめざしています。

日本でも、食品ロスを国民一人当たりで換算すると茶わん約1杯分(約132グラム)の食べ物が毎日捨てられていることとなります。区でも平成30年度に資源・ごみ集積所に出される可燃ごみについて、ごみの種類とごみの量の調べた結果、約5.3パーセントが未開封の食品等の「未利

用食品」でした。「もったいない」ですね。令和元年には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、国民運動として食品ロス削減を推進することが明記されました。

※出典:FAO(国際連合食糧農業機関2011年)

## フードドライブ

まだ食べられる「未利用食品」を捨てないでください。食品ロス削減のため、フードドライブをご利用ください。

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集め、食品を必要としている人のためにフードバンク等に提供する活動です。区では、フードドライブで集めた食品を、港区生活・就労支援センター、子ども食堂やフードバンク等に提供しています。

## 受付日時

月～金曜(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

## 受付場所

- 各総合支所協働推進課および芝浦港南地区総合支所台場分室
- みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係

## 集める食品の条件

- 包装や外装が破損していないもの
  - 生鮮食品以外のもの
  - 未開封のもの
  - びん詰めでないもの
  - 賞味期限の記載があり、2カ月以上先のもの(米・塩等を除く)
- ※米(精米してから2年以内)、パスタ、食用油、調味料(醤油、味噌、砂糖等)、インスタント食品、レトルト食品、缶詰(肉、魚、野菜、果物等)は喜ばれます。
- ※持ち込みは持参のみで、郵送での受け付けは行いません。
- ※区が引き取りに行くことはできません。

## 実績(令和元年度)

404キログラム

## 港区食べきり協力店登録制度

飲食店から出される食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)を減らすために、小盛りメニューを導入したり、食べ残しを減らすための案内等をしている飲食店を、「食べきり協力店」として登録をしています。

## 登録要件

次の5つの項目のうち、1つでも該当すれば、登録できます。

- (1)小盛りメニュー等の導入(ご飯や料理の量の調整)
- (2)食べ残しを減らすための案内(苦手食材の取り替え等)
- (3)食べ残し削減に向けた啓発活動(ポスター等掲示による啓発)
- (4)食品リサイクルの取り組み(調理時に出る食品の切れ端や売れ残り食品のリサイクル)
- (5)その他(料理を食べきった人に、割引やクーポンの発行等)

## 食べきり協力店に登録すると

- 登録店ステッカー、ポスターを配布します。
- 港区公式ホームページに協力店の情報を紹介します。
- みなと区民まつりをはじめとするイベントで、食べきり協力店をパネル等で紹介します

## 問い合わせ

みなとリサイクル清掃事務所ごみ減量・資源化推進係 ☎3450-8025

# 飲み水のはなし

都は安全で安心な水を供給するため、水源から蛇口までのきめ細かな水質管理を実施しています。水道水は安心してお使いいただけますが、ビルのタンクに入った水を使用する場合は注意が必要です。

## 安心して使うために

水のタンクは1年に1回清掃し、定期点検やポンプ等の周辺設備の管理を適正に行って、飲み水の安全を確保してください。

水道水は塩素で消毒されていますが、ビルのタンクが大きく、中で水

が長く滞留していると、塩素が少なくなります。適正なタンクの貯水量を設定しましょう。

また、配管の中にたまった水も、塩素が抜けてしまっているの、朝一番に使うときは、少し水を流してから使いましょう。

## 建物の水の安全を利用者にアピールしませんか

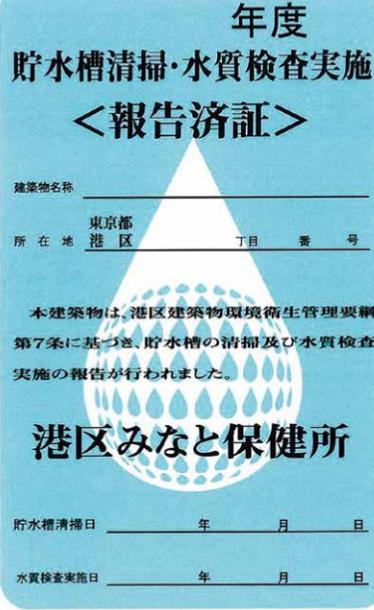
みなと保健所では、「貯水槽清掃・水質検査実施報告済証」(以下、済証)ステッカーを交付しています。済証ステッカーを希望する建物の

所有者・管理者は、申請日から1年以内に実施した貯水槽清掃記録および水質検査結果書を、生活衛生課生活衛生相談係(みなと保健所5階)にお持ちください。内容確認後、済証ステッカーをお渡ししています。

交付された済証ステッカーは、建物の掲示板等に貼っていただくと利用者の安心につながります。

## 問い合わせ

生活衛生課生活衛生相談係 ☎6400-0043



「貯水槽清掃・水質検査実施報告済証」ステッカー

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# ガイドブックには載っていない、麻布・六本木地区のご近所情報を多数掲載しています

# 「地域SNSアプリ～PIAZZA～」



PIAZZAは、地域SNSアプリの名称です。

港区、麻布地区町会・自治会連合会、PIAZZA(株)の3者で、平成30年7月に協定を締結し、PIAZZAアプリ内に「麻布・六本木エリア」を開設し、麻布・六本木地区のイベントや防災情報をお知らせしています。

## 掲載情報

麻布地区での暮らしに役立つ地



域情報が、アプリ利用者の発信によって集まっています。例えば「麻布十番でお祭りを開催します」「区内在住の方に、扇風機をお譲りします」「六本木・東麻布周辺でおすすめの小児科を教えてください」等の投稿や、まちの防犯・災害情報や、自治体ニュース、イベントのお知らせ等の行政の情報も適宜投稿されます。

## 登録は3ステップ

### ステップ1

PIAZZAアプリをダウンロード

### ステップ2

メールアドレスまたはFacebookのアカウントで登録

### ステップ3

名前や出身地等を入力し、「麻布・六本木エリア」を選択



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、アプリのダウンロード画面に接続します。

## 問い合わせ

麻布地区総合支所協働推進課協働推進係 ☎5114-8802



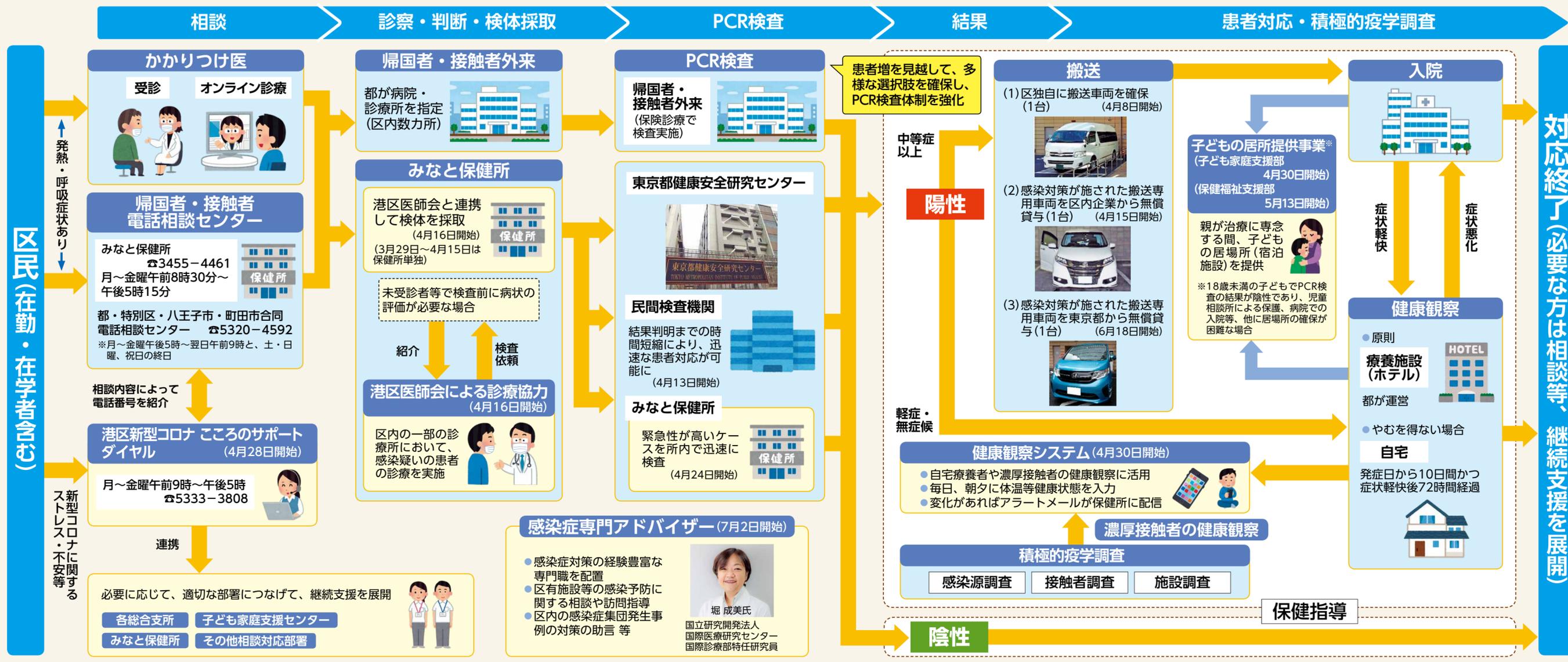
PIAZZAでの投稿画面

# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた みなと保健所の取り組み (令和2年7月7日現在)

現在、区では、新型コロナウイルス感染症患者を早期に発見し適切な医療につなげるとともに、感染拡大防止のために、みなと保健所において電話相談から始まり、港区医師会と連携した検体採取、保健所内の検査室や民間機関も活用した迅速なPCR検査の実施、陽性者の病院への搬送や健康観察、感染源や接触者の調査等まで、総合的に対応する体制を整備しています。7月からは、感染症専門アドバイザーを新たに配置しました。  
また、妊産婦や区内医療機関へのマスク提供、区民向けの生活支援や中小企業向けの融資あっせん等により、感染症とその影響の拡大防止に取り組んでいます。

問い合わせ  
みなと保健所 ☎6400-0050



## 一部の清掃車両にAED(自動体外式除細動器)を携行しています

みなとリサイクル清掃事務所では、高齢者等の万一の場合に備え、戸別訪問収集に携わる車両を含む清掃車両7台にAED(自動体外式除細動器)を携行しています。

清掃職員は、ごみの収集とともに、命をつなぐ取り組みを行います。  
**戸別訪問収集**  
65歳以上の高齢者または障害者のみで構成する世帯のうち、自宅から集積所まで自力でごみを搬出することが困難かつ身近に協力を得られる人がいない世帯を対象に、戸別訪問収集を行っています。

問い合わせ  
みなとリサイクル清掃事務所清掃事業係  
☎3450-8025 FAX3450-8063



AED搭載車両



車両に搭載しているAED

港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願いします。  
●平日:夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)  
●土・日曜、祝日、年末年始:終日

問い合わせ  
契約管財課庁舎管理担当  
☎3578-2870

## 「8020達成者」表彰募集のお知らせ

区では、80歳以上で20本以上自分の歯がある人を「お口の健診」による診査を経て、日ごろの歯と口の健康づくりの成果をたたえ表彰します。「広報みなと」5月21号の5面に「8020達成者表彰」募集の延期のお知らせ記事を掲載しましたが、6月15日から、募集を開始しました。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の表彰式は中止します。8020達成者には区から賞状および記念品を贈呈します。  
対象 生年月日が昭和15年3月31日以前の区民で、自分の歯が20本



## 高齢者 関連情報

です。詳しくは、お問い合わせください。  
**応募方法** 電話またはファックスで、健康推進課地域保健係へ。「お口の健診」受診券の発行や、表彰までの流れをご案内します。

申し込み・問い合わせ  
健康推進課地域保健係  
☎6400-0084 FAX3455-4460

「広報みなと」の自宅配送について

「広報みなと」は、区民で、新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人に自宅配送をしています。また、自宅配送を申し込んだ人で、不要になった人、住所が変更になる人は、分り次第早急に区長室広報係へご連絡ください。新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度の期間がかかります。 区長室広報係 ☎3578-2036

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# 子育て・関連情報

# 子育てサポート子むすび協力会員募集

育児サポート子むすびは、子育ての支援を受けたい人(利用会員)と、子育て支援をしたい人(協力会員)が会員になり、地域の中で互いに助け合いながら子育てをする会員制の相互支援活動です。これまで協力会員になるには「育児サポート子むすび協力会員養成講座」を受けていただいていたのですが、令和2年度からは「港区子育て支援員研修(地域保育コース)」が育児サポート子むすびの協力会員の養成講座となります。ぜひ受講して、育児サポート子むすびの協力会員として一緒に活動しましょう。

**対象**  
 ●区内在住・在勤・在学者  
 ●18歳以上(高校生不可)  
 ●修了(認定)後、支援活動ができる人

**とき**  
 9月4日(金)~12月4日(金)

**ところ**  
 子育てひろば「あい・ぽーと」(南青山2-25-1)  
 ※状況に応じて対面またはオンラインで実施します。

**受講料**  
 無料(消防実習費のみ実費負担)

**講座内容**  
 「子どもの発達」「乳幼児の健康・安全管理」「乳幼児の生活と遊び」等

**定員**  
 40人(申込順)

**申し込み**  
 郵送または直接、8月17日(月・必着)までに、申込用紙に必要事項を明記し、〒107-0062南青山2-25-1 あい・ぽーとへ。  
 ※申込用紙は(社福)港区社会福祉協議会の窓口で配布している他、「あい・ぽーと」ホームページ

http://www.ai-port.jp からダウンロードもできます。  
 ※この研修の受講者は育児サポート子むすびの協力会員になると同時に区内の「一時預かり事業」「港区派遣型一時保育事業」等の支援者としても活動できるようになります。

**問い合わせ**  
 (社福)港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係  
 ☎6230-0284 FAX6230-0285

担当課 子ども家庭支援センター地域連携担当

## 子ども家庭応援コラム

### すべての子どもの笑顔のために

第4回

第4回は「子育てする人のアンガーマネジメント」についてです。前回のコラムでは子どもの前での夫婦げんかの問題を取り上げました。夫婦げんかは、互いの怒りのエネルギーのぶつかり合いで

す。「アンガーマネジメント」は、怒らなくなるための方法ではありません。むしろ「適切に怒ることができる」ためのスキルといえます。まずは、アンガー(怒り)について知ることです。怒りの感情は誰にでもあり、無くすことはできません。しかし、その性質を知って練習すれば、コントロールできるようになります。怒りの衝動は、長くて6秒間です。この6秒間をしのげれば大きなトラブルを避けられます。強い怒りを感じたら、そ

うなさまざまなストレスを感じる人が多いと思います。そんなときは、子ども家庭支援センターへ気軽にご相談ください。

「アンガーマネジメント」は、怒らなくなるための方法ではありません。むしろ「適切に怒ることができる」ためのスキルといえます。まずは、アンガー(怒り)について知ることです。怒りの感情は誰にでもあり、無くすことはできません。しかし、その性質を知って練習すれば、コントロールできるようになります。怒りの衝動は、長くて6秒間です。この6秒間をしのげれば大きなトラブルを避けられます。強い怒りを感じたら、その場でこぶしを握り頭の中で6秒数えます。他にも、その場を離れて水を1杯飲む、座ってゆっくり息を吐くといった方法も有効です。さらに、日ごろから怒りのもととなる自分の思考を見直しておきます。人は自分の「〇〇すべき」にそぐわないことをされたときに怒りを感じます。「自分とは少し違うが許容できる」範囲を少しずつ広げていくことで、怒りに振り回されにくくなります。子育て中は、怒りにつながるよ

うなさまざまなストレスを感じる人が多いと思います。そんなときは、子ども家庭支援センターへ気軽にご相談ください。

**子ども家庭支援センター相談専用ダイヤル** ☎6400-0092

**問い合わせ**  
 子ども家庭課児童相談所設置準備担当 ☎3578-2177  
 子ども家庭支援センター相談支援係 ☎6400-0091

# 障害者 関連情報

対象の(1)~(3)に示す障害者手当を受給している人は、受給資格更新のために現況届を提出してください。現況届に基づき、区は、手当の受給資格継続について判定します。現況届の提出がない場合は、手当の支給を停止します。

## 心身障害者福祉手当等現況届の提出について

**対象**  
 (1)心身障害者福祉手当(身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~4度、難病医療費助成制度受給者、進行性筋萎縮症、脳性麻痺)  
 (2)特別障害者手当・障害児福祉手当・経過福祉手当  
 (3)重度心身障害者手当

**提出期限** 対象者には、8月上旬に現況届の用紙を郵送します。8月31日(月)までに、現況届に同封されている返信用封筒(切手不要)で返送してください。

**受給資格が継続されない人**  
 ●施設に入所している人  
 ●所得限度額を超えている人  
 ●(2)の特別障害者手当、(3)の重度心身障害者手当は3カ月を超えて入院している人  
 ●児童育成(障害)手当を受給している人

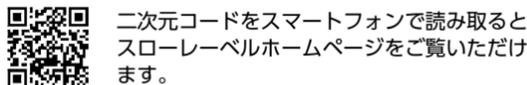
**問い合わせ**  
 障害者福祉課障害者給付係  
 ☎3578-2389 FAX3578-2678

## 令和2年度港区文化プログラム連携事業 SLOW CIRCUS SCHOOL オンライン

ソーシャルサーカスを体験できるワークショップをオンラインで開催します。ソーシャルサーカスは、自立心や社会性を身につけるのに有効とされ、シルク・ドゥ・ソレイユをはじめ世界で取り組まれています。家にある道具等を使って身体を動かしましょう。

**対象**  
 ●インターネットを活用し、カメラ付きのパソコンやスマートフォンからオンラインで参加できる人  
 ●医師から運動の許可を得ている人

●インターネットによる参加および動画の録画に同意いただける人  
 ※障害の有無にかかわらず、どなたでも参加いただけます。  
**とき** 8月1日(土)午後1時45分~3時  
**定員** 20人  
 ※区内在住・在勤・在学者を優先で選考します。  
**申し込み** 7月26日(日)までに、スローレーベルホームページ  
<https://www.slowlabel.info/4371/>  
 の応募フォームからお申し込みください。



二次元コードをスマートフォンで読み取るとスローレーベルホームページをご覧ください。

**問い合わせ**  
 スロームーブメント実行委員会  
 ☎045-642-6132 FAX045-642-6132  
 メール project@slowlabel.info  
 地域振興課文化芸術振興係 ☎3578-2538

## 令和2年度第3回障害児・者を支援している人への研修「地域で支える障害者の“自立と自律”とは~障害者権利条約から読み解く~」

人と人の相互関係の中で支え合うことの大切さを、障害者権利条約から読み解きます。

☎ 仕事、家族、ボランティア等で障害児・者の支援や介護に携わっている人、またはテーマに関心のある区内在住・在勤・在学者  
 8月28日(金)午後6時30分~8時30分  
 所 障害保健福祉センター7階  
 20人程度(申込順)  
 ☎ 電話またはファックスで、障害保健福祉センターへ。自宅での介護者または会場での一時保育が必要な人は、8月21日(金)までに、ご相談ください。  
 ☎5439-2511 FAX5439-2514

☎電話番のかけ間違いにご注意ください。

## 令和2年4月から多胎児(双子や三つ子等)の子育て家庭に対する支援を拡大しました



### 港区出産費用助成

区では出産に係る分娩および入院費等60万円に、多胎児出産の場合2人目のお子さんからは、1人につき20万円を加算した額(双子の場合は80万円)を限度として、その額から出産育児一時金を差し引いた全額を助成しています。

**拡大内容** 出産に係る分娩費および入院費等、助成額算出上限額の多胎児加算額がお子さん1人につき40万円に増額になりました(表参照)。

**対象** 出産費用助成の対象要件に全て該当する、4月1日以降に多胎

表 出産費用助成額算出の上限額

出産人数	出産に係る分娩費および入院費の上限額	
	現行	改正後
1人	60万円	60万円
2人	80万円	100万円
3人	100万円	140万円

※4つ子以降、1人につき40万円加算

児を出産した人  
 詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ**  
 子ども家庭課子ども給付係  
 ☎3578-2433  
 各総合支所区民課保健福祉係  
 ☎8面欄外参照

### 港区コミュニティバス 無料乗車券

区では母子手帳が交付された妊産婦1人に1枚、お子さんが11カ月になる月末まで、港区コミュニティバス無料乗車券を交付しています。

**拡大内容** 多胎児出産をされた産婦には、お子さんの人数に応じて、港区コミュニティバス乗車券を無料で追加交付します。

また、多胎児の場合、乗車券の無料交付期間が、お子さんが2歳11カ月になる月末まで延長しまし

た。  
 双子以上のお子さんがある産婦で、既に乗車券の期限が切れた人も、お子さんが2歳11カ月になる月末まで窓口で再交付または追加交付を受けられます。

詳しくは、お問い合わせください。

**問い合わせ**  
 子ども家庭課子ども給付係  
 ☎3578-2430  
 各総合支所区民課保健福祉係  
 ☎8面欄外参照

### 一時預かり事業

次の(1)～(13)の施設において、一時預かりを利用する区内在住の多胎児に限り、2人目以降の利用料を無償とします。

- (1) あっぴい新橋
- (2) あっぴい麻布
- (3) あっぴい西麻布
- (4) あっぴい赤坂
- (5) あっぴい白金台
- (6) あっぴい芝浦
- (7) あっぴい港南
- (8) みなと子育て応援プラザPokke

## 子育て・子ども 関連情報



- (9) 子育てひろば「あい・ぽーと」
- (10) 区立保育園
- (11) 認定こども園
- (12) 愛星保育園
- (13) ベネッセ港南保育園

**問い合わせ**  
 ○(1)～(9)について  
 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎6400-0090  
 ○(10)・(11)について  
 保育課保育支援係 ☎3578-2871  
 ○(12)・(13)について  
 保育課運営支援係 ☎3578-2427

### 派遣型一時保育事業

派遣型一時保育事業を利用する多胎児に限り、2人目以降の利用料を無償とします。「外出時の同行支援」等についても実施します。

**問い合わせ**  
 子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係 ☎6400-0090

### 母子メンタルヘルス相談

☎ 区民で、妊娠中・育児中の母親とその家族※保育あり(申込時にお申し出ください)

☎ 8月14・28日(金)午後2時15分～4時15分

☎ みなと保健所

☎ 電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084

または各総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎8面欄外参照

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

### のんびりサロン

のんびりと過ごせるフリースペースです。お子さんの体重測定をすることができます。

☎ 区民で、令和2年4～7月生まれのお子さんとその保護者※1カ月児健診後にご参加ください。

☎ 8月3日(月)午前9時30分～11時30分(受け付けは10時15分まで)

☎ みなと保健所

☎ 持ち物 母子健康手帳、バスタオル

☎ 当日直接会場へ。

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

### 歯並び・かみ合わせ相談

「矯正治療はいつから始めればいいのか」等の相談が増えています。お子さんの「歯並び・かみ合わせ」について、区内の矯正歯科専門医が相談を受けます。※精密な検査や治療をするものではありません。

☎ 3歳～小学6年生

☎ 8月26日(水)午後3時～4時40分

☎ みなと保健所

☎ 12人(申込順)※予約した日に来られなくなった場合は、必ずキャ

ンセルの連絡をお願いします。

☎ 電話またはファックスで、健康推進課地域保健係へ。

☎ ☎6400-0084 FAX3455-4460

### グループお母さんの時間「育児や家庭の大変な気持ちを語り合い、分かち合う集いの場」

☎ 区民で、育児中の母親※保育あり(申込時にお申し出ください)

☎ 7月30日(木)午後1時30分～3時

☎ みなと保健所

☎ 電話で、健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084

☎ 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

### シングルファーザーの脱“孤育て”講座「～シングル父さん子育て奮闘記～著者からのメッセージ」

☎ 区内在住・在勤・在学のシン

グルファーマー、またはテーマに関心のある人

☎ 8月30日(日)午後2時～4時

☎ リーブラホール(みなとパーク芝浦1階)

☎ 50人(申込順)※保育あり(4カ月～就学前、4人、申込順。電話・ファックスまたは直接、8月13日(木)までに、男女平等参画センターへ)※詳しくは、男女平等参画センターホームページ

☎ <https://www.minatolibra.jp/>をご覧ください。

☎ 電話・ファックスまたは直接、男女平等参画センターへ。男女平等参画センターホームページからも申し込みます。

☎ ☎3456-4149 FAX3456-1254

## 港区健康診査・がん検診についてのお知らせ



区では、区健康診査・がん検診等を無料で受診できます。

☎ 「受診券」「健康診査・がん検診のご案内」等の郵送

40歳以上の人に受診の際に必要な受診券とご案内を郵送しました。20～39歳で、5歳ごとの節目年齢の人と、過去3年以内に区民健診(30(さんまる)健診)やがん検診の受診歴のある人にも、年齢に応じた受診券とご案内を郵送しました。

令和2年度の封筒の色は緑色です。

☎ 「受診券」がお手元にない場合

5月19日以降に転入し港区国民健康保険に加入した人や、40歳以上の人には、7月22日(水)と10月中旬に、加入保険や年齢に応じた受診券を追加郵送します。早めに受診券を入手したい人

や、20～39歳の女性や30歳代の男性のうち、受診券の一斉送付の対象でない人は、本人からの申し込みにより受診券を郵送しますので、ご連絡ください。

☎ 指定医療機関の情報について

各種健(検)診を受診できる指定医療機関は、受診券と一緒に送付しているご案内に記載しています。

☎ 健(検)診の開始時期が遅れています

● 毎年7月1日から受診を開始していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8月1日(土)から開始します。また、ご案内に記載されている医療機関名簿の記載内容が変更となっている場合がありますので、受診の予約の際に医療機関に確認してください。

● 健(検)診の対象年齢は令和3年3月31

日時点の年齢です。

● 受診日現在、港区に住居登録のない人は、受診券を利用できません。

● 骨粗しょう症の受診券をご希望の人は、申し込みが必要な場合があります。

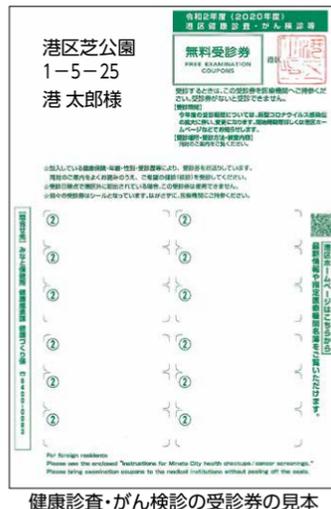
● 受診期間終了近くなると、医療機関の予約が取りにくくなるのが予想されますのでご注意ください。

● 新型コロナウイルス感染症の感染予防のために、受診の際はマスクの着用をお願いします。

**問い合わせ**  
 健康推進課健診事業担当  
 健康推進課健康づくり係  
 ☎6400-0083



健康診査・がん検診のご案内の封筒(緑色)



健康診査・がん検診の受診券の見本

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# みなと おしらせボード



**凡例**

対▶対象  
内▶内容  
問▶問い合わせ

時▶とき  
人▶定員・募集人員  
選▶選考方法

所▶ところ  
申▶申し込み  
担▶担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

## 健康

### くつろぎカフェ

一人でゆっくり過ごしたり、自分と同じような経験をした人たちと語り合うことや情報交換をすることができます。開放感ある空間で、緑あふれる景色を眺めながら、穏やかなひとときをお過ごしください。

☎ がん患者およびその家族  
時 8月11・25日(火)午後1時30分～3時30分

所 がん在宅緩和ケア支援センター  
申 当日直接会場へ。※詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページ

https://www.minato-hpccsc.jp/ をご覧ください。  
☎6450-3421 FAX6450-3583

### こころの健康相談(精神保健福祉相談)(予約制)

こころの病気(アルコール依存症を含む)や認知症の早期発見・早期治療・対応の仕方等について、精神科医師が相談に応じます。

☎ 区内在住・在勤者  
時 8月14日(金)・19日(水)・24日(月)・9月7日(月)・11日(金)・16日(水)・28日(月)※時間はお問い合わせください。

所 みなと保健所  
申 電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
または各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照  
問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

## 講座・催し物

### 商工会館主催「アクティブリスニング研修」

社内外のコミュニケーションを円

滑にするためのアクティブリスニング研修を行います。

対 区内中小企業経営者・管理職経験者・人事担当者、区内在勤者

時 8月7日(金)午後2時～4時

所 商工会館

人 30人(申込順)

申 電話または商工会館ホームページ

https://minato-shoukou.jp/ からお申し込みください。詳しくは、商工会館ホームページをご覧ください。 ☎3433-0862

担 産業振興課産業振興係

### 災害ボランティア基礎講座「災害ボランティアの基礎を知る」

災害ボランティアの基礎知識や、災害時の感染症対策等について学びます。今回の講座は、(1)会場での受講(2)オンラインツール(Zoom)での受講のいずれかを選択できます。

対 区内在住・在勤・在学者で、災害ボランティアに関心がある人

時 8月25日(火)午後6時30分～8時30分※新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合があります。

所 (1)麻布区民協働スペース(2)オンラインツール(Zoom)を使用可能な自宅等

人 (1)10人(2)50人(申込順)

申 電話またはファックスで、住所・氏名・電話番号、受講方法のうち(1)会場での受講(2)オンラインツール(Zoom)での受講(電子メールアドレス必須)を明記の上、8月19日(水)までに、(社福)港区社会福祉協議会ボランティア・地域活動支援係へ。 ☎6230-0284 FAX6230-0285

担 保健福祉課地域保健福祉係

## お知らせ

### 東京タワーライトアップ情報

時 (1)7月週末ライトアップ(海色・白色):7月24日(金・祝)、25日(土)、31日(金)午後10時～午前0時(2)8月週末ライトアップ(山色・白色):8月1日(土)、7・8日(金・土)、14・15日(金・土)、21・22日(金・土)午後10時～午前0時(3)満月の日(山色):8月4日(火)午後10時～午前0時(4)山の日(山色・常盤色):8月10日(月・祝)午後10時～午前0時※この日時以外は通常のランドマークライト(オレンジ色)の点灯です。※ライトアップは予告なく変更する場合があります。※詳しくは、東京タワーホームページ

https://www.tokyotower.co.jp をご覧ください。

所 東京タワー(芝公園4-2-8)

問 東京タワー ☎3433-5111

産業振興課シティプロモーション担当 ☎3578-2554

### 放置自転車リサイクル

時 8月9日(日)午前10時～10時30分受け付け、後に購入順位の抽選

所 みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所(元麻布3-9-6)

販売台数 25台程度※区民優先枠を設けています。

費用 価格等、詳しくはお問い合わせください。

問 (公社)港区シルバー人材センター ☎5232-9681  
リサイクル自転車作業所(みなとりサイクル清掃事務所作業連絡所2階)(受付時間:火～金曜午前9時～午後5時) ☎3479-3116

### 港区環境影響調査実施要綱に基づく環境影響調査書案の縦覧

事業名 浜松町二丁目地区第一種市街地再開発事業

時 8月20日(木)まで※閉庁時を除く。

所 環境課(区役所8階)、各総合支所管理課、みなと図書館

意見書の提出 意見のある人は、郵送または直接、事業名・住所・氏名(法人その他の団体は、名称・代表者の氏名および区内の事務所または事業所の所在地)および意見を明記の上、8月20日(木・消印有効)までに、環境課環境指導・環境アセスメント担当へ。詳しくは、お問い合わせください。

事業者による説明会 事業者では次の通り、説明会を予定しています。

時 (1)7月31日(金)午後6時30分～8時(午後6時15分開場)(2)8月1日(土)午前10時30分～正午(午前10時15分開場)

所 世界貿易センタービルWTCコンファレンスセンター東京3階ルームB(浜松町2-4-1)※両日とも説明内容は同じです。

人 各50人

申 当日直接会場へ。

問 浜松町二丁目地区市街地再開発組合 ☎6435-7425

環境課環境指導・環境アセスメント担当 ☎3578-2490

## 変更・休止情報等

### 南麻布いきいきプラザ臨時休館

施設点検のため、次のとおり休館します。

時 8月23日(日)午前8時30分～正午

問 南麻布いきいきプラザ ☎5232-9671

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶  
診療時間 □ は午前9時～午後5時  
診療時間 ★ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター 愛育病院1階 ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	---

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

7月23日(木・祝)	六本木北浜診療所(内・小)	六本木6-1-20 六本木電気ビル2階	3402-0792
	愛育病院(小)	芝浦1-16-10	6453-7300
	まつなが歯科医院(歯)	高輪2-16-32 レアール高輪101	3447-2626
	井本歯科医院(歯)	西麻布4-3-2 田丸ビル4階	3498-2336
7月24日(金・祝)	★馬場クリニック(内)	麻布十番2-13-2 クマイビル2階	3454-7788
	もとやまクリニック(内)	白金1-8-9	3473-2866
	北里研究所病院(内・外)	白金5-9-1	3444-6171
	貴寿デンタルオフィス(歯)	南青山1-15-16 山城ビル2階	5413-4523
7月26日(日)	★西麻布インターナショナルクリニック(小・内)	西麻布3-17-20 LY西麻布2階	6447-5966
	南青山内科クリニック(内)	南青山7-8-8 南青山ロイヤルハイツ101	6805-1836
	東京高輪病院(内)	高輪3-10-11	3443-9191
	うえたに歯科医院(歯)	白金1-25-31 レジデンス白金201	5798-4182
港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)	ナカダデンタルクリニック(歯)	赤坂1-12-32 アーク森ビル3階	5563-9331
	★芝浦アイランド内科クリニック(内)	芝浦4-20-4 芝浦アイランドブルームホームズ2階	5730-0221
		三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	【#7119】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ https://www.himawari.metro.tokyo.jp/

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	【#8000】(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限りです。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

7月23日(木・祝)	白金ヴェルデ薬局	白金1-26-3	6450-2645
7月24日(金・祝)	アカビシ薬局	高輪3-10-38	3441-8092
7月26日(日)	QOLサポートクオール薬局田町店	芝5-27-6-1階	6435-3089

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

## 新型コロナウイルス感染症に関する 区の最新情報は港区ホームページをご覧ください

区は、港区ホームページ内「新型コロナウイルス感染症について」のページを毎日更新して情報発信をしています。

また、港区ホームページの画面右下に表示されている「相談チャット」は、24時間いつでも新型コロナウイルスに関する質問にお答えしています。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページをご覧ください。

**問い合わせ**  
 区長室広報係 ☎3578-2036

## 港区区長室(広報・報道)Twitter(ツイッター)をフォローしてください

区は、4月28日から「港区区長室(広報・報道)Twitter」を始めました。区の最新情報や新型コロナウイルス感染症に関すること等、区民の皆さんの暮らしに役立つ情報を随時投稿しています。ユーザー名は@minatokohoです。ぜひフォローしてください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区区長室(広報・報道)Twitter」ページをご覧ください。

**問い合わせ**  
 区長室広報戦略担当 ☎3578-2359

## Inter FMで港区の行政情報をお届けしています MINATOVOICE(ミナトヴォイス)

区では、平日午後5時56～59分の3分間、ラジオのFM放送で、区政情報や生活情報等を、日本語・英語・中国語・ハングルの4言語で提供しています。Inter FM89.7メガヘルツで聴くことができます。

放送曜日	放送言語
月	英語
火	日本語
水	中国語
木	英語
金	ハングル

**問い合わせ**  
 区長室広報係 ☎3578-2038

## 声の広報・点字広報を発行しています

「広報みなど」に掲載されている情報を、声の広報(デジCD)と点字広報として、月に3回発行しています。

**対象**  
 区内在住で、身体障害者手帳1～4級程度の視覚障害者

**申し込み**  
 電話・ファックスまたは直接、区長室広報係(区役所4階)へ。

また、「広報みなど」に掲載されている情報は全て港区ホームページに

掲載しており、港区ホームページの音声読み上げ機能等に対応しています。アプリ等のインストールは不要で、パソコン・スマートフォンで使用できます。港区ホームページ上部の「文字の大きさ・色合い変更」「音声読み上げ」「ふりがな表示」ボタンから利用できます。

**問い合わせ**  
 区長室広報係 ☎3578-2038 FAX3578-2034

## トイレの利用に「心」のバリアフリーを 「だれでもトイレ」のマナー向上にご協力ください

### 「だれでもトイレ」とは

「だれでもトイレ」は、車いすを使用する人が使いやすいよう入り口を広くし、トイレ内にも移動可能なスペースを設け、便器の周りには手すりを設置しています。その他にも、人工肛門等を装着している人のためのオストメイト対応設備、子ども連れの人ができるおむつ替えシート・ベビーチェア等が設置されています。

### 優先利用について

広いスペースが必要な車いすを使用する人、排泄機能障害の人、介助が必要な人、子ども連れの人等、「だれでもトイレ」でないと利用できない人が優先です。

優先的に利用すべき人が必要ときに利用できるよう、ご協力をお願いします。

### 「だれでもトイレ」のマナー

一般のトイレでも、次に使う人が気持ちよく使えるようにするためのマナーがあります。「だれでもトイレ」には、優先利用する人のためのマナーがあります。

便器の便座を上げた場合は、元に戻してください

次に利用する人が腕の上がりにくい人の場合でも、円滑に利用できます。

開閉式のおむつ替えシートを利用後は、元に戻してください

車いすを使用する人がトイレに入るスペースを確保してください。

### 短時間利用にご協力ください

一般のトイレを利用できる人が、「だれでもトイレ」を長時間利用することは控えてください。

「だれでもトイレ」は、その設備を



だれでもトイレの個室内

車いすを使用する人  
 ●移動可能なスペースが必要  
 ●便器に移乗するために手すりを使用



おむつ替えシート  
 子どものおむつ替えをするために使用

オストメイト  
 パウチ(便をためておく袋)から排泄するための汚物流し

ベビーチェア  
 子どもを座らせるために使用

だれでもトイレの個室内

必要とするさまざまな人が利用しています。誰もが快適にトイレを利用できるよう、思いやりの心と譲り合いの気持ちを持って利用しましょう。

**問い合わせ**  
 障害者福祉課障害者福祉係 ☎3578-2383 FAX3578-2678

## 令和3年3月31日まで

## 地籍調査を実施しています



### 地籍調査とは

一筆(登記されている地番)ごとの土地について、その所有者、地番および地目の調査と境界や面積に関する測量を行い、その結果をいわゆる公図や登記簿に反映させるもので、国土調査法に基づき実施します。

### 地籍調査の効果

地籍調査を行うことにより、土地の実態を明確にできるため、土地境界に関するトラブルの防止、登記手続きの簡素化、災害時の迅速な復旧活動等に役立ちます。

### 区的地籍調査

一筆ごとの調査に先行して、道路や河川等の公共用地と皆さんの所有

地との境界を調査する「街区調査」を実施しています。

この調査は、1地区を2年間かけて実施するもので、1年目は測量工程としてさまざまな資料を基に公共用地と皆さんの所有地との境界を調査するための測量を行い、2年目は立会工程として土地所有者の皆さんに現地を対象となる境界を確認いただき、その成果を図面等にとりまとめる調査です。

これまでに、白金地区において、皆さんのご協力をいただき「街区調査」の成果がまとまりました。

### 令和2年度の調査

#### 調査期間

令和3年3月31日(水)まで

#### 調査場所

「街区調査」として、南青山四丁目の一部で2年目の調査(立会工程)、南青山三丁目地区で1年目の調査(測量工程)を行います。

調査実施に伴い、皆さんのご協力をお願いします。

**問い合わせ**  
 土木管理課地籍調査担当 ☎3578-2255

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

港区と全国を



香川県小豆郡土庄町

コーナー 第36回

温暖な気候のオリーブとアートの町

瀬戸内海に浮かぶ小豆島の西北部に位置する土庄町は、海山の自然に恵まれた町です。年間を通じて温暖な瀬戸内式気候の下、オリーブの栽培が盛んで、観光に訪れる人が多い町です。

土庄町と港区は5年前から、毎年秋に、それぞれの中学校運動部が相互に訪問し合い、地域の文化等を学ぶ交流事業を行っています。また、土庄町はみなと区民まつりに参加しており、浜松町2丁目には小豆島のアンテナショップもあります。「中学生の交流がきっかけとなって相互の関係が深まりました」と土庄町教育総務課課長の佐伯浩二さん。



観光では「天使の散歩道(エンジェルロード)」が人気です。小豆島と余島をつなぐ約500メートルの砂道のことで、潮の干満によって道が現れたり海に消えたりします。1日2回の引き潮の時だけ渡ることができます。また、小豆

島八十八カ所霊場の一つ、宝生院の境内には、国指定の特別天然記念物で、日本最大の真柏の大木があります。樹齢は1500年以上で、幹の周囲は16メートルを超えています。



宝生院の真柏

土庄港から船で20分ほどの所にある豊島は、「アートの島」として知られています。平成22年、島に豊島美術館が開館し、瀬戸内海の島々を舞台に開かれた現代美術の国際芸術祭、瀬戸内国際芸術祭の会場になりました。

町の特産品はオリーブに加えて、約400年前から生産が始まった手延べそうめんが有名です。他にもごま油や、オリーブ飼料で育てられた小豆島オリーブ牛等があります。

「海と山があり里山の風景にも出合えます。歴史や文化に触れる場所も多く、世代を超えて誰もが楽しめる町です。気候が温暖で町民も穏やかです。ぜひお越しください」と佐伯さんはお話しくださいました。

私たちの力で 人権の世紀に

身元調査や戸籍謄本等不正取得をなくそう

私たちは、相続や登記等で手続きする際、専門家にその手続きを依頼することが多くあります。そこで、国家資格を持つ弁護士・司法書士・土地家屋調査士・税理士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士の8士業には、「職務上請求書」により委任状なしに戸籍証明書を請求できる等の特例が認められています。

平成23年11月、この職務上の権限を悪用し、司法書士事務所や探偵会社が他人の戸籍証明書や住民票の写しを大量に不正取得し、逮捕される事件がありました。そして、不正取得された書類の一部は、悪質な興信所等により身元調査に使用されていました。

企業においても、採用時に本籍地や家族状況等、身元調査につながる恐れのある内容を記入させる場合があります。平成30年10月に区が実施した「人権に関する区民意識調査」では、「採用試験などで聞かれたり提出を求められたりした経験」につい

て聞いたところ、「親の職業や勤務先」と回答した人が27.1パーセント、「家族の職業や勤務先」が22.0パーセントいました。

出身地や家族状況を調べる等の身元調査は、結婚差別や就職差別につながる恐れのある強い重大な問題であり、許されることではありません。

お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる心豊かな社会の実現のためには、誰もが人権問題を正しく理解し、差別行為を「しない・させない・許さない」ことが大切です。

区では、職務上請求書により他人の戸籍証明書や住民票の写しを不正に取得した事実が明らかになった場合、事実関係を確認した上で、被請求者に戸籍証明書や住民票の写しの交付の事実を通知します。また、自らの住所等の情報が第三者に取得されていないか知りたい場合は、自己情報開示等請求により確認することができます。

問い合わせ

- コラム全般について  
総務課人権・男女平等参画係  
☎3578-2027
- 戸籍証明書等について  
芝地区総合支所区民課証明交付担当  
☎3578-3143

つくってみよう! マイナンバーカード

第4回マイナポイントでお買い物

マイナポイントとは、マイナンバーカードでマイキーID設定(マイナポイントの予約)をした人を対象に、キャッシュレス決済サービスで買い物に使えるポイントを国が付与する仕組みです。キャッシュレスでチャージまたは買い物をすると、5000円分を上限にポイント(還元率25パーセント)がもらえます。

マイナポイントを利用するには、次の3つの手続きが必要です。

(1) マイナンバーカードを取得する

マイナンバーカードは申請してから受け取りまでに、1カ月程度かかります。申請・受け取り時には「電子

証明書」の発行を希望してください。マイキーID設定(マイナポイントの予約)やマイナポイントの申し込みには、電子証明書が必要です。既にマイナンバーカードを所持し、電子証明書の有効期限が切れている人は、総合支所区民課窓口サービス係で電子証明書の更新手続きをしてください。電子証明書を更新した当日は、マイナポイントの予約・申し込みができませんので、ご注意ください。

(2) マイキーID設定(マイナポイントの予約)をする

マイキーIDの設定は、カードリーダーがあれば自宅のパソコンから

行えます。また、一部のスマートフォンからも設定できます。

各総合支所では、マイナンバーカードの申請サポートおよびマイキーID設定支援を行っています。詳しくは、「広報みなと」7月11日号をご覧ください。

(3) マイナポイントの申し込み(キャッシュレス決済サービスを選択)

キャッシュレス決済サービスの一つを選択します。選択できるキャッシュレス決済サービスは1つで、申し込み後の変更はできませんのでご注意ください。また、申し込みは本人名義のキャッシュレス決済サービスになります。未成年者のマイナポイントについては、法定代理人名義のキャッシュレス決済サービスをポイント付与の対象として申し込みできます。ただし、同じキャッシュレス決済サービスに複数人のポイントを合算して付与することはできません。法定代理人名義の別のキャッシュレス決済サービスを選択してください。マイナポイントの申し込みに

年齢制限はありません。

マイナポイントの対象となるキャッシュレス決済サービスについては、「マイナポイント事業」  
<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>をご覧ください。

電話での問い合わせは、「マイナンバー総合フリーダイヤル(無料)」へ。

午前9時30分～午後8時  
☎0120-95-0178  
アナウンス開始後「5」を押してください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ることで総務省の「マイナポイント事業」のページをご覧ください。

問い合わせ

- 芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当 ☎3578-3151
- 各総合支所区民課窓口サービス係(台場分室除く) ☎欄外参照

区民葬儀のご案内

区は、東京23区内葬祭業者の協力により、標準的な葬儀を安価で行うことのできる区民葬儀券を発行しています。

区民葬儀で対象となる費用

祭壇料金(御寝棺含む)・霊柩車運送料金・火葬料金・遺骨収納容器代 ※その他に諸費用が別途必要です。

申し込み

総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は戸籍係)で死亡届を提出した際に、区民葬儀券の交付を受け、区民葬儀取扱指定店にお申し込みください。

※夜間(午後5時15分～午前8時30分)

は、区役所の夜間受付でも区民葬儀券を交付しています。

パンフレットの配布場所

地域振興課(区役所3階)および各総合支所区民課

相談窓口

全東京葬祭業連合会 ☎3941-4291  
※葬儀については、パンフレットに記載された区民葬儀取扱指定店へご相談ください。

問い合わせ

地域振興課地域振興係  
☎3578-2530~2



問い合わせ

港区スポーツセンター ☎3452-4151

とき	内容	時間	ところ
2(日)	港区スポーツセンター区民無料公開日	午前8時30分～午後10時	港区スポーツセンター
16(日)	港区スポーツセンター区民無料公開日	午前8時30分～午後10時	港区スポーツセンター